

諸外国の成長戦略、地域振興等に係る
国土政策分析調査

国別調査報告書〔ミャンマー〕

平成 25 年 3 月

国土交通省 国土政策局

目 次

1. 国土の概要	1
(1) 自然的・地理的・社会的特性	1
(2) 経済的特性	1
(3) 行政システム	1
2. 国土政策上の課題	4
(1) 国土政策の経緯	4
(2) 都市整備課題	5
(3) 地域政策の動向・現状と政策課題	5
(4) 社会資本整備	8
(5) その他の国土政策上の課題	12
3. 計画体系	13
(1) 全計画体系（社会経済開発計画及び空間計画）	13
(2) 計画間の調整システム	15
4. 国土政策に関わる現状の取組	16
(1) 社会経済開発計画	16
(2) 空間計画（国家空間開発計画）	18
(3) 大都市圏計画（ヤンゴン都市圏都市開発計画）	20
(4) 国土政策関連図	21
5. 地域別主要データ	22
主要情報源・情報出所	25

ミャンマーの国土政策事情

1. 国土の概要

(1) 自然的・地理的・社会的特性

国名	ミャンマー連邦共和国	
国土の概要		
自然的・地理的・社会的特性	国土面積 ¹	68万平方キロメートル（日本の約1.8倍）
	土地利用 ²	耕地14.92%、永年耕作地%、その他83.77%（2005年）
	人口 ¹	6,242万人（2011年，IMF推定値）
	人口密度*	92人/km ² （2011年）
	都市人口比率（%） ³	16.2（1950）、17.6（1955）、19.2（1960）、21.0（1965）、22.8（1970）、23.9（1975）、24.0（1985）、24.1（1980）、24.6（1990）、25.6（1995）、27.2（2000）、29.4（2005）、32.1（2010）
	民族 ¹	ビルマ族（約70%）、その他多くの少数民族
	言語 ¹	ミャンマー語
	宗教 ¹	仏教（90%）、キリスト教、回教等
国の略史 ¹	諸部族割拠時代を経て11世紀半ば頃に最初のビルマ族による統一王朝（パガン王朝、1044年～1287年）が成立。その後タウングー王朝、コンバウン王朝等を経て、1886年に英領インドに編入され、1948年1月4日に独立	

(2) 経済的特性

経済的特性	名目GDP ¹	約502億ドル（2011年度，IMF推定）
	一人当たりGDP ¹	702ドル（2010年度，IMF推定）
	産業別就業人口比率（%） ²	第一次産業38.8、第二次産業19.3、第三次産業41.8（2012年推計値）
	産業別GNP比率（%） ⁴	第一次51（2003）、48（2004） 第二次14（2003）、16（2004） 第三次35（2003）、35（2004）
	経済成長率（%） ¹	5.5%（2011年度，IMF推計）
	物価上昇率 ¹	6.7%（2011年度，IMF推計）
	失業率（%） ¹	約4.0%（2011年度，IMF推計）

(3) 行政システム

行政システム	政体 ¹	大統領制，共和制
	元首 ¹	テイン・セイン大統領 （2011年3月30日就任・任期5年）
	議会 ¹	二院制 上院（民族代表院） 定数224（選挙議席168，軍人代表議席56） 下院（国民代表院） 定数440（選挙議席330，軍人代表議席110）
	政府 ¹	(1) 元首 テイン・セイン大統領 (2) 副大統領 ニャン・トゥン (3) 副大統領 サイ・マウ・カン (4) 外相 ワナ・マウン・ルイン

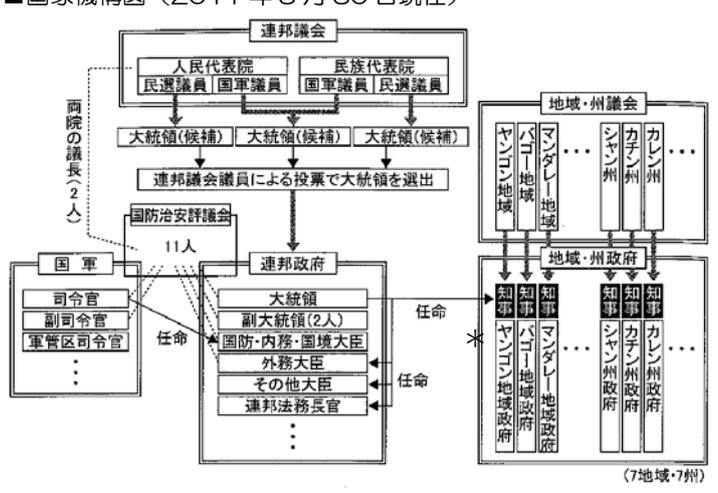
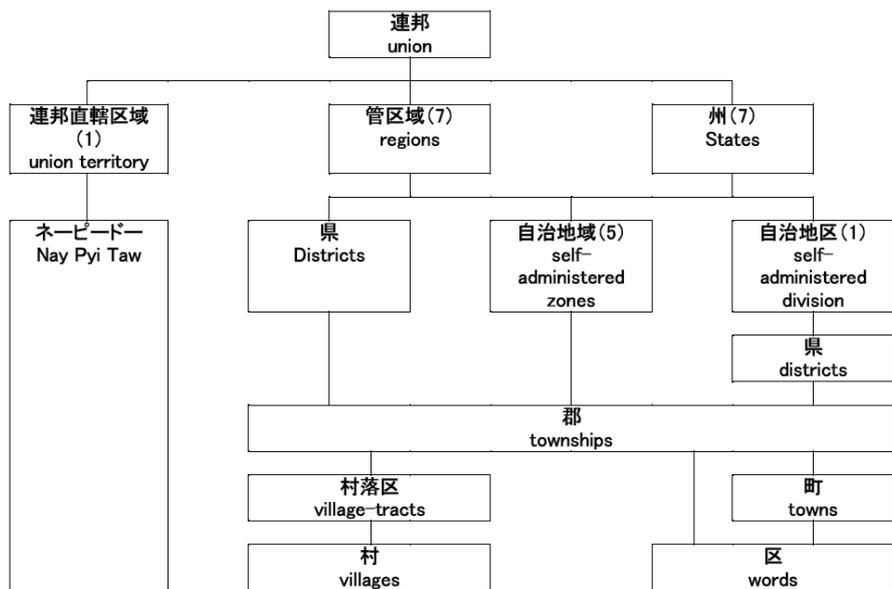
		<p>(5) 上院議長 キン・アウン・ミン (6) 下院議長 トゥラ・シュエ・マン</p> <p>政党⁵</p> <p>上院 (2010年11月7日選挙の獲得議席) ※次期選挙 2015年12月 連邦連帯開発党 USDP 130、ラカイン民族発展党 RNDP 7、国民統一党 NUP 5、国民民主勢力 NDF 4、全モン地域民主党 AMRDP 4、チン発展党 CPP 4、無所属・その他 14、(軍人代表議席 56)</p> <p>下院 (2010年11月7日選挙の獲得議席) ※次期選挙 2015年12月 連邦連帯開発党 USDP 259、シャン民族民主党 SNDP 18、国民統一党 NUP 12、ラカイン民族発展党 RNDP 9、国民民主勢力 NDF 8、全モン地域民主党 AMRDP 3、無所属・その他 16、(治安上実施されず 5、軍人代表議席 110)</p>																																																																												
<p>国家行政組織 および国土政 策担当組織⁶</p>	<p>■国家機構図 (2011年3月30日現在)</p>  <p>■連邦政府閣僚</p> <table border="1" data-bbox="1260 582 1452 1433"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>大統領</td></tr> <tr><td></td><td>副大統領</td></tr> <tr><td></td><td>副大統領</td></tr> <tr><td>1</td><td>国防相</td></tr> <tr><td>2</td><td>内務相</td></tr> <tr><td>3</td><td>国境相 ミャンマー産業発展相</td></tr> <tr><td>4</td><td>外務相</td></tr> <tr><td>5</td><td>情報相</td></tr> <tr><td>6</td><td>文化相</td></tr> <tr><td>7</td><td>農業漁業相</td></tr> <tr><td>8</td><td>環境保全・林業相</td></tr> <tr><td>9</td><td>財政歳入相</td></tr> <tr><td>10</td><td>建設相</td></tr> <tr><td>11</td><td>国家計画経済発展相</td></tr> <tr><td>12</td><td>畜水産相</td></tr> <tr><td>13</td><td>商案相</td></tr> <tr><td>14</td><td>通信・郵便・電信相</td></tr> <tr><td>15</td><td>労働相</td></tr> <tr><td>16</td><td>社会福祉・救済・復興相</td></tr> <tr><td>17</td><td>鉱業相</td></tr> <tr><td>18</td><td>協同組合相</td></tr> <tr><td>19</td><td>運輸相</td></tr> <tr><td>20</td><td>ホテル・観光相</td></tr> <tr><td>21</td><td>スポーツ相</td></tr> <tr><td>22</td><td>第1工業相</td></tr> <tr><td>23</td><td>第2工業相</td></tr> <tr><td>24</td><td>鉄道運輸相</td></tr> <tr><td>25</td><td>エネルギー相</td></tr> <tr><td>26</td><td>第1電力相</td></tr> <tr><td>27</td><td>第2電力相</td></tr> <tr><td>28</td><td>教育相</td></tr> <tr><td>29</td><td>保健相</td></tr> <tr><td>30</td><td>宗教相</td></tr> <tr><td>31</td><td>科学技術相</td></tr> <tr><td>32</td><td>人国管理・人口相</td></tr> <tr><td>33</td><td>大統領府(ネービー ド-評議会議長)</td></tr> <tr><td>34</td><td>大統領府</td></tr> </tbody> </table> <p>* 国土政策担当組織： 国家計画・経済開発省 (社会経済開発計画) 建設省 (空間計画)</p> <p>(注) 第1工業省、第2工業省は今日、工業省に統合されている。</p>	No	役職名		大統領		副大統領		副大統領	1	国防相	2	内務相	3	国境相 ミャンマー産業発展相	4	外務相	5	情報相	6	文化相	7	農業漁業相	8	環境保全・林業相	9	財政歳入相	10	建設相	11	国家計画経済発展相	12	畜水産相	13	商案相	14	通信・郵便・電信相	15	労働相	16	社会福祉・救済・復興相	17	鉱業相	18	協同組合相	19	運輸相	20	ホテル・観光相	21	スポーツ相	22	第1工業相	23	第2工業相	24	鉄道運輸相	25	エネルギー相	26	第1電力相	27	第2電力相	28	教育相	29	保健相	30	宗教相	31	科学技術相	32	人国管理・人口相	33	大統領府(ネービー ド-評議会議長)	34	大統領府	<p>地方制度⁷</p> <p>・ミャンマー連邦は、7つの管区域、7つの州、1つの連邦直轄区域、5つの自治地域と1つの自治地区で構成される。管区域と州は同等の地位を有し、ビルマ族が多く住まう地域に管区域、少数民族が多く住まう地域に州が設置されている*。管区域や州は県により構成され、県は村、区、町、村落区により構成されるのが基本となっている。三大主要都市のネーピード- (連邦直轄区域全域)、ヤンゴン (ヤンゴン管区域全 44 郡のうち 4 県 33 郡に該当する地域)、マンダレー (マンダレー管区域全 7 県のうち 1 県に該当する地域) には各々都市開発委員会が設置され、市役所に相当する任務にあたっている。</p> <p>*ミャンマーは 130 以上の民族で構成される多民族国家であり、巨視的に見て、エヤワディ川に沿って南北に広がる国土の中央部は総人口の約 70% を占める最大民族のビルマ族が、東部・西部の山岳地域は多くの少数民族が居住する地域となっている。これにより、州は国土の東部・西部に設置されている。</p>
No	役職名																																																																													
	大統領																																																																													
	副大統領																																																																													
	副大統領																																																																													
1	国防相																																																																													
2	内務相																																																																													
3	国境相 ミャンマー産業発展相																																																																													
4	外務相																																																																													
5	情報相																																																																													
6	文化相																																																																													
7	農業漁業相																																																																													
8	環境保全・林業相																																																																													
9	財政歳入相																																																																													
10	建設相																																																																													
11	国家計画経済発展相																																																																													
12	畜水産相																																																																													
13	商案相																																																																													
14	通信・郵便・電信相																																																																													
15	労働相																																																																													
16	社会福祉・救済・復興相																																																																													
17	鉱業相																																																																													
18	協同組合相																																																																													
19	運輸相																																																																													
20	ホテル・観光相																																																																													
21	スポーツ相																																																																													
22	第1工業相																																																																													
23	第2工業相																																																																													
24	鉄道運輸相																																																																													
25	エネルギー相																																																																													
26	第1電力相																																																																													
27	第2電力相																																																																													
28	教育相																																																																													
29	保健相																																																																													
30	宗教相																																																																													
31	科学技術相																																																																													
32	人国管理・人口相																																																																													
33	大統領府(ネービー ド-評議会議長)																																																																													
34	大統領府																																																																													

図 行政体系



(注) 現在、連邦領は首都ネーピードーのみである。また、サガイン管区域内の1自治地域を除く全自治地域・自治地区はシャン州内にある。

2. 国土政策上の課題

(1) 国土政策の経緯

国土政策上の課題	
国土政策の経緯	<p>社会経済計画の策定史^{8,9}</p> <p>■短期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに策定された計画は以下の通り： <ul style="list-style-type: none"> － 短期 4 力年計画（1992/93 -1995/96） － 短期 5 力年計画（1996/97- 2000/01）（第 2 次計画） － 短期 5 力年計画（2001/02 - 2005/06）（第 3 次計画） － 短期 5 力年計画（2006/07 - 2010/11）（第 3 次計画） ・ 2011/12、2012/13 は国民会議で単年度計画のみが承認されたため、第 5 次計画の計画期間は、2013/ 14 - 2015/16 の 3 力年となるか、あるいは単年度計画 3 年分での運用となる見通し（第 5 次計画の案は、2012 年 8 月に国家計画・経済開発省から国民会議に提出済だが、承認の見通しは不明） <ul style="list-style-type: none"> ※ ミャンマーの憲法には、「将来計画についてはフレームワークを皆で検討する」と書かれているため、国家会議審議にかけてそれを検討することになるが、計画期間や公表時期についての定めがないため、国民会議の議論次第で。それらが国民会議上提案と異なるものに変更される可能性がある。 ・ 短期計画は長期計画（下記）の一部という位置づけである。 <p>■長期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで策定された計画は： <ul style="list-style-type: none"> － 長期計画 2001/2002 -2030/2031 ・ 上記の計画が策定から 10 年経過し、かつ新政権が誕生したのを期に、上記計画を見直した 2011～2031 までの 20 年計画（国家総合開発計画）の作成を進めておる、そのフレームワークを 2013 年 1 月のドナー・コンサンスで公表することが時間的目標 ・ 詳細の計画内容は 2003 年 1 月に間に合わない。また、2013 年中に 20 年間計画のフレームワークを国家会議に上程するかどうか、未定
空間計画関係法令制定史 ^{10,15}	<p>■土地管理・行政関連法</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 土地取得法 Land Acquisition Act(1894) (b) 下ビルマ土地収益法 Lower Burma Land Revenue Act(1876) (c) 下ビルマ土地マニュアル Lower Burma Land Manual(1898) (d) 上ビルマ土地収益法及びマニュアル Upper Burma Land Revenue Act & Manual <p>■土地開発関連法</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ラングーン市法 Rangoon Municipal Act(1920) (b) ラングーン開発トラスト法 Rangoon Development Trust Act(1920-22) (c) 国家住宅・都市・農村開発法 National Housing Town and Country Development Act(1951) (d) ヤンゴン市開発委員会法 YCDC Act(1990) <p>■今日の動向・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家空間開発計画法 National Spatial Development Planning Law の制定が検討中である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・都市・住宅開発に関する法律、制度が古く、今の時代に合ったものでない。国家空間計画法、コンドミニウム法、住宅法など様々な法律を制定・改正する必要性が認識されている。
--	--	--

(2) 都市整備課題

都市整備課題	ヤンゴンの課題 ^{10, 16}	<p>■都市問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な指針となるマスタープランがないことによる都市スプロールと都心周辺部の混雑が、以下の都市問題を引き起こしている： <ul style="list-style-type: none"> －人口の郊外拡散と無計画な都市成長 －土地利用に関連した交通問題 －都心部（CBD）における住宅の老朽化と都心周辺の都市地域の質の低下 －異なる所得層の住宅ニーズ －効率的なインフラ供給の不足 －不適切なインフラ・サービス。 <p>■解決すべき主要な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> －既存都市インフラのアップグレードの必要性 <ul style="list-style-type: none"> ※例えば、給水は、ヤンゴンの人口の約65%にしかサービス出来ていない。配水管からの漏水等でロスが50%以上ある。排水管も老朽化している。 －都市経済開発を通じた雇用機会の創出 －計画的な密度構成を通じたアフォーダブルな住宅の供給 －無秩序な都市スプロールのコントロール －適切な都市計画・管理 －全てのステークホルダーの参加による、国民中心のコミュニティ開発プロジェクト <p>■行財政制度の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤンゴン市開発委員会（YCDC）が抱える都市問題解決に対する課題の中で、対応のための予算の確保が最大の問題。 ・YCDC は自らの料金徴収を基に活動を行うことになっており、その収入の枠内の活動しかできない。今の憲法では、地域（州・管区域）政府は国から補助金を得ることができるが、YCDC が国から直接補助金を得ることができない。国から資金支援を得るとしても、それは融資となる。 ・YCDC の委員長はヤンゴン管区域政府の開発大臣を兼ねている。したがって、YCDC はヤンゴン管区域政府の知事の指示で活動する仕組みになっている。この仕組みのもと、YCDC 委員長は、地域開発大臣として、ヤンゴン市内の全33郡（townships）に加え、市外の隣接12郡を含む計45郡の開発に関する活動を、知事の指示で行っている。そして、これら45郡の開発に係る活動は、YCDC 自らの予算を使って行っているという実情がある。
--------	---------------------------	--

(3) 地域政策の動向・現状と政策課題

地域政策の動向・現状と政策課題	対外投資（FDI）の環境整備 ⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの投資を促すべく、2012年11月2日、対外投資に関する法律を制定した。これは1988年法を改正したもので、従来の法よりも投資側に有利な法となっている。 ・また、工業分野を発展させるために、「ミャンマー経済特区法」を2011年1月に制定し、公表した。ひとつめの経済特区（SEZ）はダウエーの港湾開発で、タイのイタリアン・タイ社が受託し道路整備、建物計画を実施している。2つめのSEZは、ヤンゴンのティラワ計画で、2012年11月現在、日本政府に要請し調査が行
-----------------	-----------------------------	---

		<p>われている。3つめのチャオピューでは、ベンガル市と共同で天然ガス開発、港湾計画を行っている。天然ガスパイプラインでチャオピューから中国国境のムセを繋ぐ計画が進んでおり、2013年中頃には完成する。チャオピューには、深水港開発、鉄鋼プラント、ホテル、チャオピューームセ鉄道、道路開発などの計画もある。これら3カ所のSEZは、国外からの今後の投資の中心地になるとみられている。</p>
	<p>成長地域と経済回廊の指定 9, 10</p>	<p>・国家経済発展の牽引役として、成長地域（将来的に大きな発展性のある成長拠点）と経済回廊が注目されており、国家計画・経済開発庁は、成長地域に経済特区(SEZ)を重点的に設ける考えを示している。建設省の成長地域と経済回廊の捉え方は下図の通りであり、成長地域（計画地）を8カ所挙げている。一方、国家計画・経済開発省は、ヤンゴン、マンダレー、タウンジー（シャン州の州都）の3カ所のみを挙げている（ただし今後増える可能性についても言及）、具体的な指定地域は未確定である。</p> <p>※ヤンゴンとマンダレーは、成長拠点とすることが確定しているが、タウンジーは、まだ成長拠点として承認されているわけではない。・これまでにSEZの指定を受けているダウエー、ティラワ（ヤンゴン）、チャオピューの3カ所（下図の臨海部の成長地域のうち、南側から各々1番目、2番目、3番目）である。</p>

図 成長地域と経済回廊の配置計画



経済回廊計画ルート：

- ・インド - カラダン Kaladan - シットウェ Sittwe
- ・チャウピュー Kyaukphyu - 昆明 Kunming
- ・ミャワディ Myawaddy - Meisok
- ・ダウェイ Dawei - カンチャナブリー Kanchanaburi - バンコク
- ・Morae - タム Tamu - バガン Bagan - ミャワディ Myawaddy - メーソート Meisot

工業団地の整備 9.11

- ・SEZ 以外に、政府が投資を支援してきた工業団地は 18 箇所あり、新たに 7 か所整備する予定がある。SEZ は国家計画・経済開発省、工業団地は工業省の所管であり、工業団地の建設は、地域（州・管区域）の側から工業省に対して、建設のプロポーザルを出すことから始まる。そのプロポーザルが出された段階で、工業省は、州・管区域の知事から受け取る電力、給水などのデータをもとに、工業団地の建設条件に合致するかどうか判断する。条件に合致すれば、工業省から内閣に文書を提出し、建設するか否かの最終決定は、内閣が行う。
- ・工業団地は、大きな町にはそれぞれあり、全国に分布している。例えば、ヤンゴンでは機械分野の製造、農業地域では農業機械の生産やオートバイの組み立てが行われている。マンダレーにも工業団地は立地している。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ヤンゴンやマンダレーの工業団地の入居企業には、海外からの直接投資によるものがある。例えばヤンゴンの縫製工場は完全に海外からの投資によるものがあり、マンダレーには中国による家具や農機具の工場がある。中央部のモラミヤイン（ミャンマー第3の都市）など他の地方は国内企業の投資のみである。 ・工業団地群のなかで、現在最も発展しているのは、ヤンゴン、マンダレーに立地するものである。将来、発展性があると考えられているのは、タイや中国、インド、バングラディッシュとの国境地帯にある工業団地である（例えば、タイとの国境のパアン（カレン州）、ミャオディー、ペアトンスにあるもの）。これら国境地帯の工業団地の発展可能性は、大メコン圏開発（GMS）、アジアハイウェイ整備などによりもたらされるものである。例えば、タイ国境で、ミャンマーからタイに行き、働いているミャンマー人は200万人程おり、国境で工場を開設すれば、その200万人がミャンマーに戻ってくることで、また製品に付加価値を付けてタイに輸出することが期待されている。
--	--	--

（４）社会資本整備

社会資本整備	整備概況 ¹²	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマーの圏内交通網は、南北を中心とした交通体系となっており、東西方向は河川により分断されている。また、北部山岳地帯、国境地帯でも交通手段が限られている。 ・1988年に国家法秩序回復評議会(SLORC)が政権を掌握して以降、少数民族との和解や国家統一のために必要な道路、鉄道の地方延伸に重点が置かれるようになった。また、市場開放政策を推進するために港湾、空港の整備も重点的に実施されているが、限られた予算では十分なインフラ整備ができず、収益性があると思われる事業についてはBOT方式等により国内外資本を積極的に導入している。圏内交通は第一書記を筆頭とした安全円滑交通確保監督中央委員会(Central Supervisory Committee for Ensuring Smooth and Secure Transport)が担っている。 ・近年では、2005年11月に、首都を従来のヤンゴン市から国土の地理的な中心地であるネーピードーに移転したことともない、新首都と各州管区とのアクセス改善に向けた道路、鉄道整備を重点的に行っている。また、最大都市ヤンゴン、首都ネーピードー、第2都市マンダレーを結ぶ高速道路を建設中であり、ヤンゴンーネーピードー区間については、2009年3月に開通した。 																							
	道路 ^{13, 15}	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマーには142,395kmの道路網がある。等級別の道路延長は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①国道 (Union Highways) 18,720km ②郡間道路 (Township network road) 19,045km ③主要都市その他の道路 (Major city road and other roads) 26,427km, ④村落及び国境地帯の道路 (78,983km) . ・これらの道路のうち、建設省所管のものは39,241km ・アジアハイウェイ (AH) の国内ルートは以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="550 1724 1436 1971"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>区間</th> <th>道路延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AH1</td> <td>Myawadi - Yangon - Mandalay - Tamu</td> <td>1,650km</td> </tr> <tr> <td>AH2</td> <td>Tachilek - Meiktila - Tamu</td> <td>807km</td> </tr> <tr> <td>AH3</td> <td>Mongla - Kyaing Tong</td> <td>93km</td> </tr> <tr> <td>AH14</td> <td>Muse - Mandalay</td> <td>453km</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,003 km</td> </tr> </tbody> </table> ・上記のアジアハイウェイの一部はGMS道路リンクの一部を構成している。 <table border="1" data-bbox="550 2049 1436 2094"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>区間</th> <th>道路延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 	路線	区間	道路延長	AH1	Myawadi - Yangon - Mandalay - Tamu	1,650km	AH2	Tachilek - Meiktila - Tamu	807km	AH3	Mongla - Kyaing Tong	93km	AH14	Muse - Mandalay	453km	合計		3,003 km	路線	区間	道路延長		
路線	区間	道路延長																							
AH1	Myawadi - Yangon - Mandalay - Tamu	1,650km																							
AH2	Tachilek - Meiktila - Tamu	807km																							
AH3	Mongla - Kyaing Tong	93km																							
AH14	Muse - Mandalay	453km																							
合計		3,003 km																							
路線	区間	道路延長																							

R3	Tachileik - Kyaington - Monglar (AH2 及び AH3 の一部区間)	257 km
R4	Muse - Lashio (AH14 の一部区間)	176 km
R7	Lashio - Thibaw - Loilem - Kyaington (AH2及びAH 14、AH111の一部区間)	666 km

図 ミャンマー国内のアジアハイウェイ・ルート



・国内道路網の中で最も優先して改良に取り組むのは、ヤンゴン～マンダレーの高速道路。

鉄道¹²

・1877年5月1日に開通したイラワジ州鉄道によるヤンゴン～ピー間161マイル(298km)がミャンマーで最初の鉄道であり、1886年にヤンゴン～マンダレー間(623km)が完成した。その後、1896年にイラワジ州鉄道はビルマ鉄道会社に

運営を委譲し、1929年にはビルマ鉄道がインド鉄道の傘下におかれたが、1937年にミャンマーとインドが分離したのを受けてビルマ鉄道が設立された。

- ・ミャンマーの鉄道路線は、その多くが第二次世界大戦前にほぼ確立し、1948年の独立から1988年までの40年間にわずか330kmの鉄道を敷設したにすぎない。しかし、SLORC(現SPDC)が政権を担当してから、連邦統一、国境地域開発の有力な手段として、地方圏での鉄道延伸が推進され、1988年から2007年までの10年間に1,158マイル(1,864km)の新線が開通、鉄道ルート延長は3,149マイル(5,070km)となった(2007年12月時点)。鉄道敷設延長及び駅数を下表に示す。

表 鉄道敷設延長及び駅数

年度	鉄道ルート延長 (マイル)	鉄道線路延長 (マイル)	駅数
1988年度	1,998	2,816	475
1989年度	2,003	2,822	479
1990年度	2,065	2,892	523
1991年度	2,085	2,909	538
1992年度	2,217	3,047	532
1993年度	2,273	3,102	550
1994年度	2,335	3,172	588
1995年度	2,457	3,305	612
1996年度	2,558	3,427	662
1997年度	2,561	2,845	678
1998年度	2,907	3,789	761
1999年度	2,915	3,798	737
2000年度	2,974	3,860	739
2001年度	2,974	3,860	739
2002年度	2,989	3,897	768
2003年度	3,012	3,922	775
2004年度	3,042	3,952	775
2005年度	3,075	3,986	787
2006年度	3,119	4,062	798
2007年度	3,149	4,230	806

出所) Statistical Yearbook 2007 及び鉄道公社資料

- ・最も重要な路線は最大都市ヤンゴンと第二の都市マンダレーを結ぶ約623kmである。複線化されているのはヤンゴン〜ピンマナ間(約362km)、ミョーホン〜マンダレー間(約4km)のみである。
- ・また、ヤンゴン市内には約47kmの環状線があり、一周約2.5〜3時間要する。近年ヤンゴン市内では自動車交通量が増加し、渋滞や大気汚染が深刻化していることから、同環状線の機能強化及び第2環状線の整備が計画されている。
- ・2005年11月に首都をヤンゴンから国土の地理的な中心地であるネーピードーに移転したこととともない、新首都と各州管区とのアクセス改善に向けた鉄道整備を重点的に行っている。

港湾¹²

- ・ミャンマーには、外貨貨物の約8割-9割を取り扱うヤンゴン港の他、シットウェー、チャオピュー、サンドウェイ、パセイン、モーラミヤイン、ダウェー、メイツイ、コータウンの計9つの港湾があり、港湾公社(MPA)により整備・管理運営されている。港湾は役割により、下表の3種類に分類されている。

表 港湾の分類

分類	港湾名
輸出入のための国際港	ヤンゴン港
国際輸出港	シットウェー港、パセイン港、モーラミヤイン港、メイッ港
国内沿岸輸入港	チャオピュー港、サンドウェ港、ダウェイ港、コータウン港

- ・ヤンゴン港はマルタパン湾口からヤンゴン川を 32km 遡ったところにあり、途中、外砂州と内砂州に阻まれ、船舶の航行は潮位及び航路埋没状況により制限を受ける。入港可能船舶はヤンゴン港では船長 167m、喫水 9.0m、重量 15,000DWT、ヤンゴン港より 16km 下流に位置するティラワ港埠頭では船長 200m、喫水 9.0m、重量 20,000DWT であり、200GT 以上の船舶はパイロットが義務づけられている。平均潮位差は 19.3 フィート(5.85m)で、最小潮位は 8.4 フィート(2.55m)である。ヤンゴン川の流速は 4-6 ノットである。河川に位置するため波浪の影響はほとんど無く、波高は最大でも 2.0m 以下とされている。

空港¹²

- ・当国には 69 の空港があり、国際空港はヤンゴン国際空港とマンダレー国際空港の 2 箇所である。
- ・空港は 5 種に分類されており、空港種別を下表に示す。

表 空港種別

空港種別	空港数
クフス 1 (国際空港)	2
クフス 2 (ジェット機対応国内空港)	24
クラス 3 (ジェット機未対応圏内空港)	6
クフス 4 (地域安全空港)	30
クフス 5 (軍用空港)	7
合計	69

①ヤンゴン国際空港

- ・1947 年開港、滑走長 2,468.7 旬、滑走路幅 61m。ヤンゴン中心地より北へ 17.7km のミンガラドンに位置し、開港当時は東南アジアで最も立派な空港であった。1984 年より円借款により同空港の拡張工事が行われていたが、1988 年の政変により工事を中断した。その後、1998 年に安全上緊急に必要な工事に限り一部再開した。円借款で実施予定であった滑走路の延伸(3,413m)、新ターミナルビルの建設はミャンマー政府が独自資金により実施した。
- ・2007 年 5 月 25 日、ヤンゴン国際空港新ターミナルビルが工費 13.468 百万ドル、工期 4 年(2003 年 4 月 17 日-2007 年 3 月 31 日)をかけて正式オープンした。滑走路の延伸は 2008 年 7 月に完成した。国際航空貨物の約 99%を同空港で取り扱っている。

②マンダレー国際空港

- ・2000 年 9 月 17 日開港、滑走長 4,267m、幅 61m。マンダレー中心地より南へ約 28.96km、タダ・ウーに位置し、滑走路延長ではアジア最大規模。1996 年より 1.5 億ドルをかけて当国 2 番目の都市マンダレーに建設された 2 つ目の国際空港。2009 年 11 月時点でマンダレー国際空発着の国際路線はない。

④ネーピードー空港

- ・新首都にあるネーピードー空港は、2002 年 5 月 23 日に着工し、12,000x 200

		<p>フィート(約 3,600x60m)の滑走路、500x400 フィート(約 1500x1200m)のタクシーウェイ、600x400 フィート(1800x1600m)のエプロン、旅客ターミナルビルディング等が整備され、2005年12月5日に国内空港として開港した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、国際空港としての条件を満たすため、同空港の拡張工事が実施されている。ネーピードー国際空港建設プロジェクトは3フェーズからなり、第1フェーズ完了後に年300万人、第2フェーズ完了後に年1,000万人、第3フェーズ完了後に年2,000万人の旅客に対応できる。
--	--	---

(5) その他の国土政策上の課題

その他の国土政策上の課題	首都移転 ¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・最大の人口を有する都市はエヤワディ川河口のヤンゴン(英国占領後の首都)、第二都市はこの川の上流でヤンゴンの北約590kmのマンダレー(英国占領前の最後の王朝の首都)であるが、2006年、首都は、両都市の間でヤンゴン北約340kmに位置する新都市ネーピードーに移転された。 ・2006年10月10日、ミャンマー政府は公式にネーピードー遷都を発表した。2001年に計画づくりが始まり、2003年に着工された首都移転は、2005年の竣工と同時に省庁移転が始まり、2006年3月に概ね移転完了した。 ・ネーピードー遷都の理由には、①国土中央に位置し、全国への統制やアクセスがしやすいこと、②豊かな穀倉地帯で気候も温暖なため、都市活動や居住の基盤が安定すること、③ヤンゴンは、サイクロン・津波等に脆弱で、被災すると政府機能に障害が出る恐れがあること——等があった。 ・交通面は、ヤンゴン・マンダレー間的高速道路開通に続き、2011年10月ネーピードー国際空港が完成した。商都ヤンゴンとの機能連携は、通信環境の整備や高速道路の改良等で改善を図るとしている。 ・ネーピードーの人口は約100万人に達したが、行政都市のため、将来人口はさほど増えないと予測されている。
--------------	--------------------	--

3. 計画体系

(1) 全計画体系（社会経済開発計画、空間計画、大都市の計画）

計画体系	
<p>国土の開発に係るシステムの整備^{9,10}</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー政府は以下の取り組みを行ってきた。 <ul style="list-style-type: none"> －「国民中心の開発」の方針設定 －「ボトムアップ・アプローチ」の改革戦略 －国家計画委員会の設置 －管区域・州への権限の分権化・移譲 －計画・開発に係る総合的・集中的な分権化戦略 <p style="text-align: center;">図 国家計画委員会</p> <pre> graph TD A["委員長 - 大統領 ミャンマー連邦共和国"] --- B["国家社会経済開発計画 部門別開発計画 州・管区域開発計画"] A --- C["副委員長 - 副大統領"] A --- D["副委員長 - 副大統領"] C --- E["委員 - 連邦大臣 (33) 省"] C --- F["委員 - 首相 14 管区域 / 州政府"] C --- G["委員 - ネーピードー市長 (連邦直轄区域)"] D --- E D --- F D --- G H["書記 - 国家計画・経済開発大臣"] </pre> <p>※国家計画委員会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁により作成された計画案が直接国民会議（国会）に出されることはない。国民会議提出の前に内閣と国家計画会議を通じて許可を得ないと国民会議には出せない。国家計画会議の基本的な役割は各地域の計画、各省の分野別計画を調整することであり、国家計画会議でその調整を行ったものが国民会議に出されることになる。 ・国家計画会議の役割には、短期5カ年計画の毎年の改定の検討もある。5カ年計画が新しい5カ年計画に以降する際には、ポリシーの見直しが求められることがよくあるが、その際は、大統領の直接の指示で国家計画会議がポリシーを見直す。ただし、国家計画会議のレベルで判断できない場合は、国民会議に諮ってポリシーを変更する。

<p>全計画体系 (社会経済開発計画及び空間計画)</p>	<p>全国計画・広域地方計画・自治体計画の階層構成^{9, 15}</p>	<p>・2012年12月現在、国土政策に係る計画体系は、2011年に誕生した現政権の下での整備が検討中の段階にある。整備が見込まれる体系としては、国家計画・経済開発省所管の国家総合開発計画体系（経済計画・政策分野別計画が中心の長・短期計画）と、建設省所管の国家空間開発計画体系のふたつがある。両体系一体化の意向もみられる。</p> <p style="text-align: center;">表 整備が見込まれる計画体系</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #c8e6c9;">空間計画</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">社会・経済開発計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国レベル</td> <td>国家空間開発計画 National Spatial Development Plan</td> <td>国家総合開発計画(20カ年長期計画) National Comprehensive Development Plan</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">短期5カ年計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管区域/州レベル</td> <td>地域空間開発計画</td> <td>国家総合開発計画(地域計画編)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郡レベル</td> <td>郡空間開発計画</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		空間計画	社会・経済開発計画	国レベル	国家空間開発計画 National Spatial Development Plan	国家総合開発計画(20カ年長期計画) National Comprehensive Development Plan			短期5カ年計画	管区域/州レベル	地域空間開発計画	国家総合開発計画(地域計画編)	郡レベル	郡空間開発計画	—
	空間計画	社会・経済開発計画															
国レベル	国家空間開発計画 National Spatial Development Plan	国家総合開発計画(20カ年長期計画) National Comprehensive Development Plan															
		短期5カ年計画															
管区域/州レベル	地域空間開発計画	国家総合開発計画(地域計画編)															
郡レベル	郡空間開発計画	—															
	<p>国レベルの社会経済計画の策定システム⁹</p>	<p>・他国の社会経済計画に該当するミャンマーの現行システムは、国家長期計画（現行計画は2001/02～2030/31年度の30カ年計画）と短期5カ年計画（計画期間は、長期計画を5年毎に分割）で構成されている。</p> <p>・2012年12月現在、国土政策に係る計画体系は、現長期計画（30カ年計画）が、策定からちょうど10年経過したことを機に、残り20年間を対象とする2030/31年度までの20カ年計画（国家総合開発計画）として全面見直しする予定で、国家計画・経済開発省により準備が進められており、計画づくりのコンサルタント役を国連開発計画（UNDP）が務め、都市的な視点が欠けぬよう国連人間居住計画（UN-Habitat）が助言することとなっている。計画の構成は、第1部が経済発展目標等のマクロ・フレームワーク、第2部が16の政策分野各々の分野別計画となることは概ね決まっているほか、第3部以降に地域（管区域及び州）別計画や特定地域の開発計画等が入る可能性がある。分野別計画は各関係省庁、地域別計画は、郡レベルでの議論を経て各管区域・州が立案したものを国家計画・経済開発省が取りまとめ、大統領が委員長を務める国家計画委員会に提出する。その後、国民会議で審議が行われる。</p> <p>・一方、短期計画に関し、2011/12～2015/16年度は第5次計画の計画期間にあたるが、2011/12年度、2012/13年度はそれぞれ単年度計画のみが国民会議で承認された。このことから、第5次計画の残り3年間の計画は、3カ年計画となる場合と、単年度毎の計画となる場合の双方の可能性もある。</p> <p>※国家計画・経済開発省は、3カ年計画を国民会議に上程することを想定し、準備している。</p>															
	<p>国レベルの空間計画の策定システム¹⁵</p>	<p>・現在のミャンマーのフィジカルプランの基本法は、1951年制定の国家住宅・都市・農村開発法である。この古い法律の規定は、もはや今日の情勢に合うものでないことから、この法律を所管する建設省は、この法に替わる国家空間開発計画法の法案作成を進めている。2012年12月現在、この法案は、全国、地域（管区域及び州）、郡の3つの空間レベルの空間計画の方針、土地利用規制、開発許可基準等を内容としている。地域と郡の中間の行政レベルの県には、郡計画の取りまとめ役の役割を与える案となっている。建設省は、国家計画・経済開発省が策定する国家総合開発計画と空間計画を体系的に一体化することも視野に入れている。</p>															

(2) 計画間の調整システム

計画間の調整システム ¹⁶	<ul style="list-style-type: none">・都市開発に関する会議は、建設省、国家計画・経済開発省、ミャンマー投資委員会が主に開催している。経済開発は、商業省、国家計画・経済開発省、ミャンマー投資委員会の所管になる。ミャンマー投資委員会、国家計画・経済開発省は様々な会議に参加している。それ以外には、地域・州の担当者、大臣等の各分野の関係者が出席するようになっている。・ネーピードーで行われるセミナー、フォーラム、ワークショップには政府機関だけでなく、NGOや民間企業の技術者も招聘されている。
--------------------------	--

4. 国土政策に関わる現状の取組

(1) 社会経済開発計画（国家総合開発計画（20年計画））

現行主要計画の概要		
社会経済開発計画 ⁹	名称	国家総合開発計画（20年計画）
	計画期間	2012～2031年 ※2012年11月現在作成中
	策定機関	国家計画・経済開発省（MNPED） Ministry of National Planning and Economic Development
	計画の法的位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法が「将来計画についてはフレームワークを皆で検討する」と規定しており、これを根拠に、国民会議の審議にかけて検討する ・もともと2001/2002-2030/2031年の計画があり、それは国民会議で審議するアプローチではなく、年毎の計画で必要なところを改訂してきた。今回策定する長期計画では、計画・施策ひとつひとつについて長い目で見たフレームワークの中で決めていくため、国家会議で認めてもらう必要があると考えた。 ・憲法の規定では、承認でなく検討することを国民会議に求めているので、長期フレームワークについては、国民会議の議論で内容に変更が加えられ、毎年内容をアップデートしていることになると想定されている。 ・ただし、長期計画を国民会議を認めてもらう必要があるかどうかの判断が今後変わる可能性もある。それは、計画の検討段階で参加型会議というプロセスを経ることになっており、そこでの意見次第で判断が変わるもありうるためである。
	計画の目標と開発戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・新政権の「経済開発目標」は4つあり、それは、①農業と、農業を基本とした工業を発展させること、②全ての地域と州が同時に発展すること、③国民全体が経済と社会の発展の恩恵を受けること、④経済目標の設定のためのデータを正確に記録すること——である。 ・また、「国家開発計画」として、①貧困削減、②農村の開発による工業分野の発展、③投資促進活動、④人材開発——を目標に含んでいる。 ※これら「経済開発目標」と「国家開発計画」は、短期計画の案には記述されているが、そのまま長期計画に記述されるかどうかは、今後の検討次第である。たとえば、経済発展目標は、世界情勢など色々な状況の変化により優先順位や要不要が違ってくる。例えば、「統計の整備」(④)という目標は、2015年以降には要らなくなるかもしれない。
計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・計画は、基本的にパート1、パート2で構成される予定。 <ul style="list-style-type: none"> －パート1：マクロフレームワーク（国全体の発展計画） 国家発展のための政策分野毎の方向性について、基本的、仮説的な考え方を示すもの（どのような成功、成長をどのような道筋で達成するのを期待するか、例えば、どのような方法で農業経済を工業経済化し、更にサービス化するかなど、マクロ的な事項や現状を記述） －パート2：政策分野別計画 主要な16分野の発展計画について、詳細に記述 ・パート1、2以外に地域（州・管区域）別計画を準備しており、それが揃えばパート3として加わる可能性もある。 ・貿易や特別経済区について、パート4に加えるということもあるかもしれない。 ・パートが幾つの構成になるかについては、今のところはわからない。 	

<p>主な特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連開発計画（UNDP）がコンサルタントとして計画作成を支援している。また、計画の中で都市開発、都市地域の視点が欠けないよう、国連人間居住計画（UN-HABITAT）がチェックしている。 ・ この計画では、民間セクターの拡充が目標になっている。新政府は、政治、経済の両面の改革を実施している。その主な対象分野は、金融、貿易、海外投資分野であり、その改善プロセスでは、国民を中心に置き、民間セクターの協力を受けて実施することとしている。以前は中央政府のトップダウンの政策運営であったが、これからはボトムアップの政策運営を行う方針である。 ※ボトムアップは郡（township）のレベルからのものになる。 ※ボトムアップ型の計画策定手順は以下のとおり： <ol style="list-style-type: none"> ① 30 余りの中央省庁でそれぞれ政策分野別の計画をつくる。各省庁は地方にも関係しているので、地方での活動も含まれる。 ② 各郡の計画作成管理委員会が、自らの郡の計画をつくる。計画作成管理委員会には各中央省庁の郡担当や社会的な組合、民間の企業家も加わる。 ③ 郡毎の計画は、県（district）に提出される。それらを集めて各州・管区域の計画となる。 ④ 約 30 省庁の分野別計画と、14 の州・管区域の計画を合わせて調整し、国家計画となる。各州・管区域の計画と各省庁の計画を最終決定するのは計画委員会（委員長は大統領）である。 ※郡レベル、管区域・州レベルとも、各地域で計画を作成するに相当のエネルギーが必要で、その実現には外からの促しも必要になる。そのため、中央政府は、地方政府に、地域資源・特性を活かした計画作成を促すガイダンスを出す。また、中央政府の分野別計画の所管省庁が各々現地に赴き、聞き取り調査やワークショップを行うなどして、地域ニーズや課題を把握し、地域毎の計画のどこをどのように改善すべきかという成果を出すようにしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と国家の計画は 16 の分野で構成され、それは、(1) 農業（林業、漁業、畜産業を含む）、(2) 製造、(3) 観光、(4) 陸上運輸、(5) 水上運輸、(6) 航空運輸、(7) 電力、(8) 電信・情報通信、(9) 金融、(10) 教育、(11) 保健、(12) 給水・衛生、(13) 福祉、(14) エネルギー、(15) 地下資源、(16) 環境保全——である。 ※地域（州／管区域）レベルでも 20 年間の計画を策定中であり、地域レベルの計画も、基本は 16 分野で構成されるが、地域により該当する分野がないところもある。 ※準備中の短期計画（2012/13-2015/16 年の 3 カ年計画となると国家計画・経済開発省（MNPED）は想定している）の案も、政策分野別計画は 16 分野で構成されている。 ※16 分野の各計画は、関連する省庁ごとに分野毎のワークショップが行われ、外部の技術者を交えて目標や成果の計測方法などについて検討が実施される。ワークショップで検討されたものが MNPED に持ち込まれ、計画策定の検討に反映される。地域（州／管区域）政府でも同じようなプロセスで実施される。
-------------	--

(2) 空間計画 (国家空間開発計画)

空間計画	名称 ¹⁵	国家空間開発計画 National Spatial Development Plan											
	策定機関 ¹⁵	建設省人間居住・住宅開発局 (DHSHD) Department of Human Settlement and Housing Development											
	計画の法的位置付け ¹⁵	(仮) 国家空間開発計画法 (National Spatial Development Planning Law) ※DHSHD が法案作成中											
	システム構成の考え方 ¹⁵	<ul style="list-style-type: none"> ・国家空間開発計画法は、全国、地域 (州・管区域)、郡 (township) の三層の都市計画、土地利用計画の枠組みを定める法律。この法をもとに、各層で計画を策定する。 ※地方行政単位としては、地域 (州・管区域) と郡の間に県 (district) があるが、現在の案では、県のレベルの計画は作らず、県には、郡計画の取りまとめ役としての役割を与えることとしている。 ・2012年11月現在の国家空間開発法案の構成は以下の通り： <ol style="list-style-type: none"> ①法律の名称 ②ポリシー ③国・地域 (州・管区域)・コミュニティの構成 ④規則・規制の内容 ⑤DHSHD の責務 ⑥計画許可 (planning permission) ⑦修正手続き ⑧土地購入についての条件 ⑨土地収用と賠償 ⑩予算 ⑪環境影響評価、社会影響評価 ⑫罰則 ⑬弁明 ⑭雑則 											
2030年に向けた都市開発部門の目標・戦略・プログラム ²¹	<p>■現状と重点課題</p> <table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国家政治・経済政策の変化によって引き起こされた急激な経済成長が、都市化と都市開発プロセスにも大きな圧力をかけている ・国全体の持続的かつ均衡的発展を実現する必要がある ・必要とされる投資を国内外から呼び込むため、同時に地方分散化に向けてのインフラ整備への融資を得るために、地域と州の多様な潜在力を把握すること </td> </tr> <tr> <td>主な戦略的課題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都市人口と求職の増加 ・適切な法律や規制が不十分 ・体系的な空間開発計画と土地利用計画を策定・実行する必要性 ・国内外からの投資・インフラ整備事業・限られた資金の地域・州全域への持続的な分配 ・自然災害 (洪水、地震、火事) の抑制政策を十分に整えること </td> </tr> </table> <p>■戦略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>長期目標</th> <th>戦略</th> <th>計画内容 (プログラム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.体系的な国家空間開発計画システムの構築</td> <td>1:国家総合開発計画を下支えし、具現化するメンバー国家空間開発計画の立案</td> <td> (1) 都市システムと都市開発のための政策とガイドラインを策定する (2) 国家空間開発計画法の立案と実行 (3) 都市計画ガイドライン・規則・規制を發布する (4) 地域空間開発計画および都市開発計画 (コンセプトプラン、ストラクチャープラン、ローカルプラン) に指針を与え、分析・承認し、地域・州でのバランスの </td> </tr> </tbody> </table>			現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国家政治・経済政策の変化によって引き起こされた急激な経済成長が、都市化と都市開発プロセスにも大きな圧力をかけている ・国全体の持続的かつ均衡的発展を実現する必要がある ・必要とされる投資を国内外から呼び込むため、同時に地方分散化に向けてのインフラ整備への融資を得るために、地域と州の多様な潜在力を把握すること 	主な戦略的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市人口と求職の増加 ・適切な法律や規制が不十分 ・体系的な空間開発計画と土地利用計画を策定・実行する必要性 ・国内外からの投資・インフラ整備事業・限られた資金の地域・州全域への持続的な分配 ・自然災害 (洪水、地震、火事) の抑制政策を十分に整えること 	長期目標	戦略	計画内容 (プログラム)	1.体系的な国家空間開発計画システムの構築	1:国家総合開発計画を下支えし、具現化するメンバー国家空間開発計画の立案	(1) 都市システムと都市開発のための政策とガイドラインを策定する (2) 国家空間開発計画法の立案と実行 (3) 都市計画ガイドライン・規則・規制を發布する (4) 地域空間開発計画および都市開発計画 (コンセプトプラン、ストラクチャープラン、ローカルプラン) に指針を与え、分析・承認し、地域・州でのバランスの
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国家政治・経済政策の変化によって引き起こされた急激な経済成長が、都市化と都市開発プロセスにも大きな圧力をかけている ・国全体の持続的かつ均衡的発展を実現する必要がある ・必要とされる投資を国内外から呼び込むため、同時に地方分散化に向けてのインフラ整備への融資を得るために、地域と州の多様な潜在力を把握すること 												
主な戦略的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市人口と求職の増加 ・適切な法律や規制が不十分 ・体系的な空間開発計画と土地利用計画を策定・実行する必要性 ・国内外からの投資・インフラ整備事業・限られた資金の地域・州全域への持続的な分配 ・自然災害 (洪水、地震、火事) の抑制政策を十分に整えること 												
長期目標	戦略	計画内容 (プログラム)											
1.体系的な国家空間開発計画システムの構築	1:国家総合開発計画を下支えし、具現化するメンバー国家空間開発計画の立案	(1) 都市システムと都市開発のための政策とガイドラインを策定する (2) 国家空間開発計画法の立案と実行 (3) 都市計画ガイドライン・規則・規制を發布する (4) 地域空間開発計画および都市開発計画 (コンセプトプラン、ストラクチャープラン、ローカルプラン) に指針を与え、分析・承認し、地域・州でのバランスの											

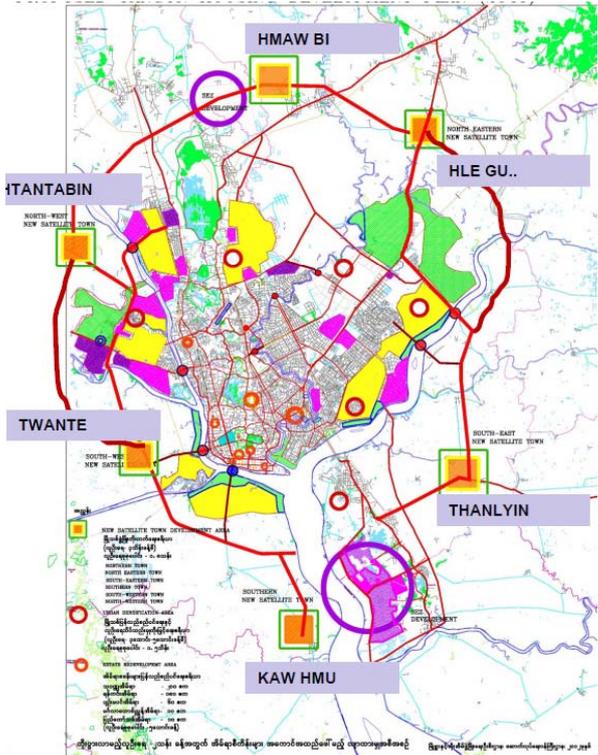
			とれた開発へと導く (5) 都市計画・住宅開発局の組織を拡大し、地域および州の都市開発計画部門を取り込んで地域空間開発計画や都市開発計画（コンセプト計画、構造計画、ローカルプラン）の立案を支援する
		2.将来の都市開発予定地を系統立てて配置するため、国家総合土地利用計画に都市の土地利用を盛り込む	(1) 都市の土地利用に関する分野を標準化 (2) ミャンマーの土地利用関連法を立案するにあたって環境保全・森林省と協力し、都市の土地利用を内容に盛り込む
	2.均衡発展と投資・資金の持続的な分配へとつながる包括的・持続的・弾力的な都市ネットワークシステムの構築	1.各都市中心部の社会経済的潜在力を調査・分析することを通じて、総合都市ネットワークシステムを開発する	(1) 指定を受けた都市中心部の社会経済的潜在力について、調査・分析のための指標を開発する (2) 次の点を重視して都市中心部を選定：国全体の統合、地域の社会経済的発展、経済、国境貿易、経済特別区の潜在開発力、歴史、文化、観光開発 (3) ミャンマー都市開発データを管理するGIS都市データバンクシステムを構築する (4) 指定を受けた都市中心部の社会経済的潜在力についてのデータ収集・検証・分析 (5) 指定を受けた都市中心部の天災・人災に対する脆弱性についてのデータを収集・検証・分析 (6) 総合都市ネットワークシステムの開発と、様々な社会経済的潜在力に応じた投資・資金の優先順位づけ
		2.都市中心部および都市ネットワークシステムの建物の耐震性	(1) 指定を受けた都市中心部について起こりうる天災・人災の特定と脆弱性についての検証 (2) 都市ネットワークシステムの弾力性を上げるための被害軽減策
	3.都市開発機関の組織および関連法体系の改善	1.国の空間開発計画方針を策定するとともに地域や州についても同様にそれを策定する	(1) 国家都市・空間開発計画方針を策定する際、国・部門・地域にとって核となる要素について調整を行う (2) 国の開発計画方針およびガイドラインを策定するとともに、地域や州についても同様にそれを策定する
		2.既存の法律の改正と、新たな空間開発計画法・規則・規制の立案および施行	(1) 国家空間開発計画法の立案および施行 (2) 都市計画ガイドライン・規則・規制の立ち上げ (3) 地域・州政府が地域ごとの計画規則・規制を立案・施行するにあたっての支援
		3.都市開発機関の組織体系の強化および継続的な改善	(1) 人間居住・住宅開発局の都市・地域計画部門の組織改編および組織強化 (2) 地域または州政府が都市計画業務を行う際に支援を行う地域または州レベルの都市計画事務局の新設 (3) 都市計画に係る調査において国際的なNGOや国際調査機関と協力する (4) 国際的なNGOや国際調査機関と協力して都市計画に関する人材開発を行う

(3) 大都市圏計画（ヤンゴン都市圏都市開発計画）

大都市圏計画	計画名称 ^{18, 19}	ヤンゴン都市圏都市開発計画 Urban Development Plan of the Greater Yangon ※JICAにより上記の策定に係る調査（「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」の活動の一部として行われる「ヤンゴン都市圏開発計画（マスタープラン）の策定」）が進行中で、2013年3月にその成果がミャンマー側に手渡される予定。
	計画期間 ¹⁸	目標年次 2040年
	策定機関 ^{16, 17}	ヤンゴン管区域政府 ※JICA調査のカウンターパート機関は、ヤンゴン管区域政府とヤンゴン市開発委員会（YCDC）の双方であるが、都市計画は管区域政府の役割である。ただし、実情は、管区域政府の地域開発担当大臣が委員長を務めるYCDCが、ヤンゴン市の区域外のエリアも含む広域的な都市計画を管区域政府のために立案・提出している。
	計画の法的位置づけ ¹⁷	なし ※ヤンゴン管区域全体を対象とする計画は、検討中の国家空間開発計画の体系中の「地域計画」（州または管区域の計画）に位置付けられることとなると考えられるが、ヤンゴン都市圏の計画はヤンゴン管区域全体を対象としたものでない。
	計画の目標と開発戦略	<p>■計画の目的¹⁸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2040年までのヤンゴンの総合的な中・長期の開発ビジョンを提案 ・社会インフラプロジェクトの推進戦略を提案 ・都市計画分野における行政能力を高めるための組織制度戦略を提案 <p>■計画の対象地域^{16, 18}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約1,500km²のヤンゴン都市圏（ヤンゴン市（784km²）および周辺5郡（Thanlyin、Hmawbi、Helgu、Htantabin、Twantay）） ・これらは、ヤンゴン都市圏（グレーター・ヤンゴン）とは別の言い方として、アウター・リングと呼ばれている地域である。 <p>■計画の主要課題¹⁸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・510万人（2012年）から1000万人以上に増加する人口の収容 ・現状で不十分な都市インフラ・公共サービスの改善（道路、都市交通、鉄道、上下水・都市排水、電力、廃棄物管理、情報通信等） ・制度・組織・人的資源開発の強化 ・裨益者である市民に対する行政の透明性の確保 <p>■作成中の計画の概要¹⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤンゴンのダウNTOWNエリアが混雑しているため、新しく経済地区（商業地区）を作り、機能を移転させるマスタープランを作成している。 ・新規住宅地については、3つのニュータウンの整備を計画している。また、環状鉄道、環状道路、アクセス道路の整備を予定している。 ・国土全体の開発計画との関連性という観点からは、市の南東側（SEZのあるティラワ方面）よりも、市の北側を重視した計画となろう。 <p>※ミャンマーでは、昔から、北から南に流れているイラワジ川を交通路として使ってきた。ヤンゴンよりイラワジ川の上流（北側）にあるマンダレーはかつて王朝のあった都市で、人口も多く経済的にも発展している。ヤンゴンは200年前から経済都市になり、近年ネーピードーは首都として発展している。ヤンゴンから北側には高速道路がつくられ、ヤンゴン～ネーピードー～マンダレーが7時間で結ばれ、また、その高速道路は、将来アップグレードすることが予定されている。一方、ヤンゴンから一度北上しそこから東南の方向に向かうとASEANの東西回廊、タイ～ミャンマー～インドを繋ぐアジアハイウェイとも呼ばれる道路があ</p>

		<p>る。タイ国境のミャワディーからモーラマインを経由してヤンゴンに繋がり、さらにマンダレーからインド方面に繋がっている。マンダレーからは、東側の中国方面のムセ、昆明にも行ける。こうしたことから、ヤンゴン市は市の北側方向を重視している。</p>
	<p>ヤンゴン大都市圏の計画策定に係る経緯 15, 16, 17</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011 年末に、DHSHD から YCDC に対し、ヤンゴン 2040 計画案が提案され*、YCDC は、その提案をベースに改善を加えた YCDC 案を 2012 年半ばにヤンゴン管区域政府に提出した。 * 2011 年 12 月にヤンゴン 2040 計画についてのワークショップが開かれた。そのワークショップには、DHSHD 及び技術者が参加し、様々な検討が行われ、計画が提案された。その計画は大統領府から認められ、DHSHD から YCDC に提出された。 ・その後、同じく 2040 年を目標年次とするヤンゴン都市圏開発計画（マスタープラン）の作成が、ヤンゴン管区域政府及びヤンゴン市開発委員会（YCDC）をパートナーとする JICA で着手された。 ・JICA のマスタープランは、YCDC 案に詳細な調整を加えているものである。すなわち、DHSHD 案→YCDC 案→JICA プランは、一連のものである。JICA プランでは、2012 年現在約 510 万人のヤンゴンの人口が 2040 年に 1000 万人に達するとの予測のもと、外環状道路を整備し、複数のサブセンターを配置する将来都市構造が示される見込みである。 ・なお、ミャンマーでは、地方政府における都市計画専門職員の人材不足により、地方政府の都市計画は建設省が策定してきた。YCDC では今日スタッフが育ち、ほぼ自らの手で計画が作られるようになってきたが、依然建設省が支援を続けている。建設省の計画提案を受けた YCDC 案の作成という、上記の計画作成手順は、こうした事情の反映である。 <p>※つくられた計画の実行は、それぞれの地方政府が担うこととなっている。</p>

(4) 国土政策関連図

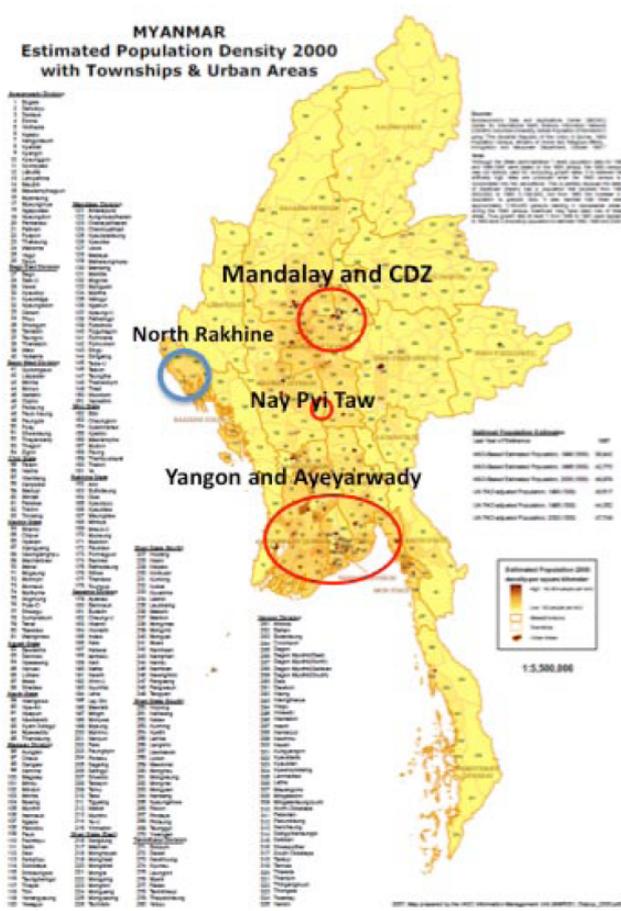
<p>国土政策関連図</p>	<p>大都市圏の整備構想¹⁰</p>	<p>図 ヤンゴンの 2040 年住宅開発計画案（建設省提案）</p>  <p>The map illustrates the proposed residential development for Yangon in 2040. It features a central urban core with several satellite towns planned around it. The satellite towns are labeled as follows: HMAW BI (North), HLE GU.. (North-East), TWANTE (West), THANLYIN (South-East), and KAW HMU (South). The map also shows major roads, rivers, and green spaces. A legend in the bottom left corner provides details on the symbols used for different types of development and infrastructure.</p>
----------------	-------------------------------	---

5. 地域別主要データ

地域別主要データ

人口

図 郡 (township) 別推定人口密度 (2000) ²⁰

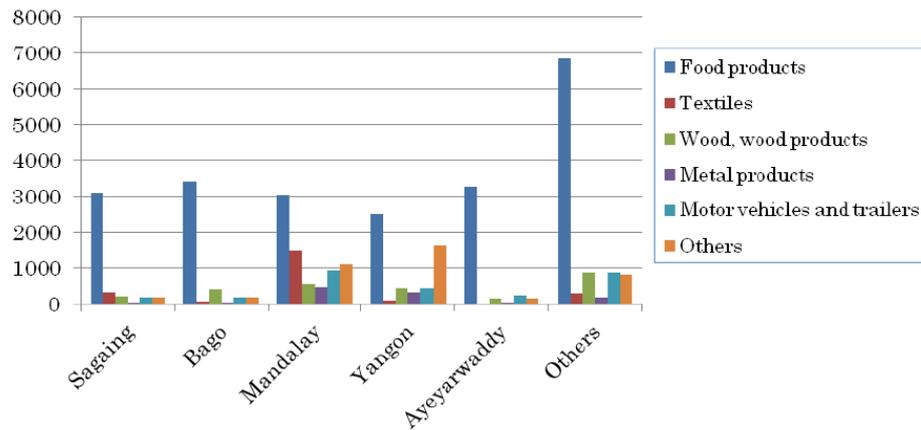


Source: Based on Myanmar Information Management Unit (MIMU).

図 各州・管区域の都市数及び都市人口 ¹⁰

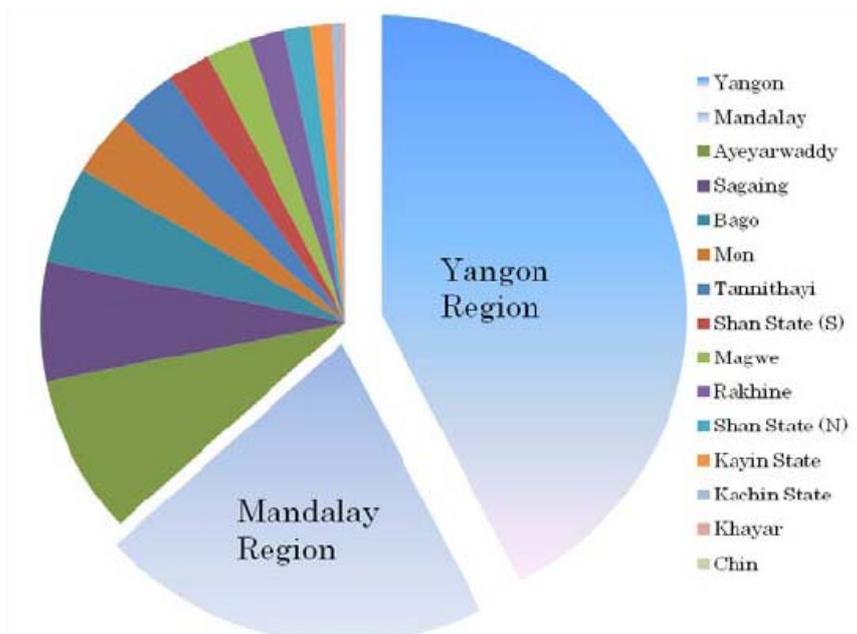
No.	州/管区域	面積 (km ²)	都市 (Urban Centres) 数	都市人口 (2010)
1	カチン州	89,042	26	417654
2	カヤー州	11,733	8	109056
3	カレン州	30,383	13	250542
4	モン州	12,297	13	1,025,113
5	チン州	36,019	12	112758
6	シャン州	155,801	75	1,395,075
7	ラカイン州	36,778	20	619,003
8	ヤンゴン管区域	10,171	17	6,210,336
9	マンダレー管区域	37,024	31	2,336,794
10	ザガイン管区域	94,623	40	1,157,671
11	バゴー管区域	39,404	33	1,410,254
12	エーヤワディ管区域	35,138	34	1,452,470
13	マグウェ管区域	44,819	27	999,019
14	タニンダーリ管区域	43,346	16	481,971
	合計	676,578	365	1,797,7896

図 業種分類別民間製造業持病所数 (1997年4月)



Source: DISI, Ministry of Industry (1).

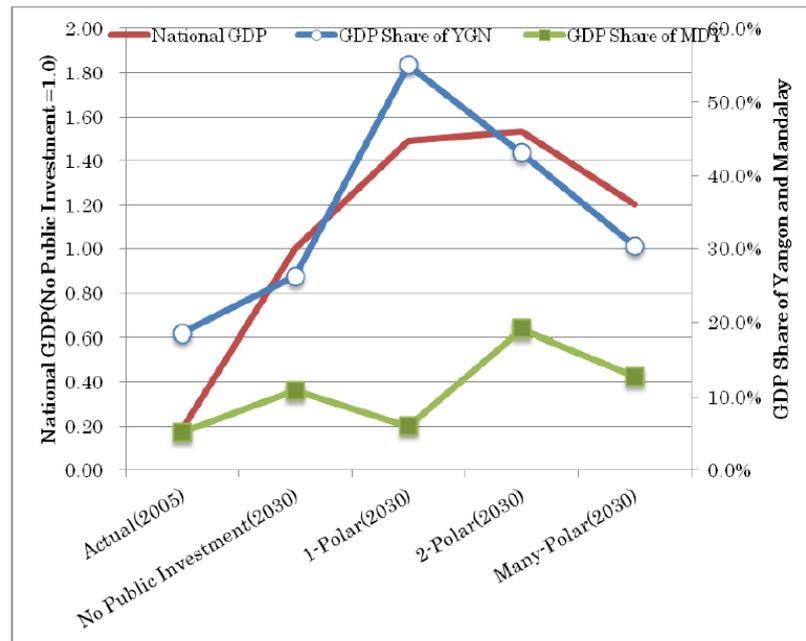
図 大規模民間製造業事業所の立地分布 (2009)



Source: DISI, Ministry of Industry (1).

図 ヤンゴンとマンダレーの GDP 及び GDP の 2030 推計 (例)

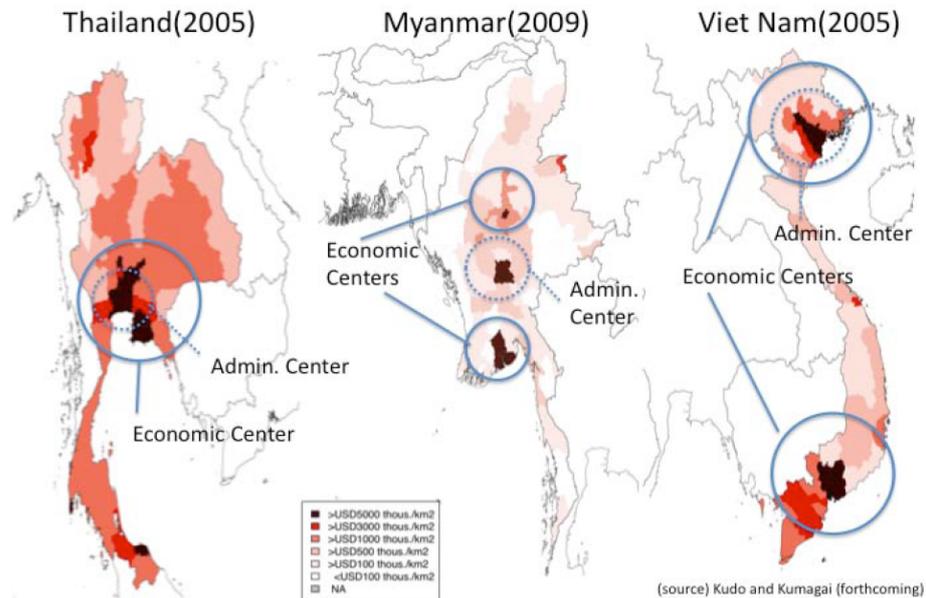
Figure 12: The number of growth poles, national GDP and GDP share of Yangon and Mandalay (2030: Assumption 2)



Source: Authors based on IDE/ERIA-GSM simulation results.

GDP 密度 (2009) : タイ、バトナムとの比較

Figure 5: GDP density of Thailand, Myanmar, and Vietnam



Source: Authors based on IDE/ERIA-GSM dataset.

主要情報源

国土政策局が過去に実施した調査報告書

その他日本国内の情報源	<ul style="list-style-type: none"> ■外務省「各国・地域情勢」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html ■総務省「諸外国の主要指標」 http://www.stat.go.jp/data/sekai/ap.htm ■日本貿易振興機構「国・地域別情報」 http://www.jetro.go.jp/biz/world/ 	
国際機関、多国籍開発機関等の情報源	<ul style="list-style-type: none"> ■World Bank「Data」 http://data.worldbank.org/ ■CIA「The World Factbook」 https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bm.html 	
各 国 の 機 関	社会経済 計画策定 機関	国家計画・経済開発省 Ministry of National Planning and Economic Development
	空間計画 策定機関	建設省人間居住・住宅開発局 Department of Human Settlement & Housing Development, Ministry of Construction
	大都市圏 計画策定 機関	ヤンゴン管区域政府 Yangon Regional Government
	統計機関	ミャンマー中央統計局 Central Statistical Organization

【情報出所】

- [1] 外務省「各国・地域情勢」, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html>, 2013年2月24日アクセス
- [2] Central Intelligence Agency, 'The World Factbook', <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bm.html>, 2013年2月24日アクセス
- [3] United Nations Department of Economic and Social Affairs/Population Division, 'World Urbanization Prospects, the 2011 Revision: Data on Urban and Rural Populations', <http://esa.un.org/unpd/wup/CD-ROM/Urban-Rural-Population.htm>, 2013年2月17日アクセス
- [4] World Bank, 'Data', <http://data.worldbank.org/>, 2013年2月17日アクセス
- [5] 外務省「報道」・広報：談話・コメント：ミャンマー情勢（国会の召集）, http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/23/dga_0131.html, 2013年2月24日アクセス
- [6] アジア経済研究所（2012）『アジア動向年報 2012』
- [7] 工藤年博（編）（2010）「補足資料：ミャンマー連邦共和国憲法（日本語訳）」．『ミャンマー軍事政権の行方』（調査研究中間報告書），アジア経済研究所, http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_404_ho.pdf, 2013年2月24日アクセス
- [8] Ministry of National Planning and Economic Development (MNPED) 'Government & Policy', <http://www.modins.net/myanmarinfo/ministry/national.htm>, 2013年2月25日アクセス
- [9] 「諸外国の成長戦略、地域振興等に係る国土政策分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による国家計画・経済開発省ヒアリング（2012年11月20日）
- [10] Department of Human Settlement and Housing Development for Urban Development (DHSHD), Ministry of Construction (2012) 'The Role of Department of Human Settlement and Housing Development for Urban Development and Its Future Trends', 2012年11月21日国土交通省国土政策局調査団訪問時の説明資料（PPT）
- [11] 「諸外国の成長戦略、地域振興等に係る国土政策分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による工業省ヒアリング（2012年11月22日）
- [12] 国土交通省（2009）『ミャンマー運輸事情』, <http://www.mlit.go.jp/common/000112696.pdf>, 2013年2月24日アクセス
- [13] U Kyaw Linn (Managing Director, Public Works, Ministry of Construction (MOC)) (2012) 'Infrastructure Development in Myanmar', 2012年11月21日国土交通省国土政策局調査団訪問時の説明資料（PPT）
- [14] 「諸外国の成長戦略、地域振興等に係る国土政策分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団によるネーピードー市開発委員会ヒアリング（2012年11月21日）
- [15] 「諸外国の成長戦略、地域振興等に係る国土政策分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団による建設省ヒアリング（2012年11月21日）
- [16] 「諸外国の成長戦略、地域振興等に係る国土政策分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団によるヤンゴン市開発委員会ヒアリング（2012年11月23日）
- [17] 「諸外国の成長戦略、地域振興等に係る国土政策分析調査」に係る国土交通省国土政策局調査団によるJICA ミャンマー事務所ヒアリング（2012年11月19日）

- [18] JICA Study Team (2012) 'The Project for the Strategic Urban Development Plan of the Greater Yangon: Kick-Off Seminar', 2012年11月19日国土交通省国土政策局調査団訪問時のJICA提供資料(PPT)
- [19] JICA ミャンマー事務所「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査：案件概要表」,
<http://www.jica.go.jp/myanmar/office/activities/fs/O1/outline.html>, 2013年2月28日アクセス
- [20] Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA) (2012) "Toward CADP3: Regional Connectivity, the Comprehensive Asia Development Plan (CADP) and Myanmar Comprehensive Development Vision (MCDV)",
<http://www.eria.org/3.Toward%20CADP3%20Regional%20Connectivity%2C%20the%20Comprehensive%20Asia%20Development%20Plan%20%28CADP%29%20and%20Myanmar%20Comprehensive%20Development%20Vision%20%28MCDV%29.pdf>, 2013年2月24日アクセス
- [21] DHSHD (2013) 'Urban Planning and Housing Sector' (2030年をめざした DHSHD の方針についての2013年2月20日付メモ)、2013年3月3日 DHSHD 提供
- * 国土面積、人口より算定